

●佐久市行政改革行動計画（令和4年度～令和8年度）の概要

本市では平成17年3月に国が策定した「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」を受けて、『佐久市行政改革大綱（以下「大綱」という。）』と、大綱に基づく具体的な行政改革の実施項目や改革目標を定めた『佐久市行政改革行動計画（以下「行動計画」という。）』を策定し、以降、継続的に簡素で効率的な行政運営や住民サービスの向上に向け、行政改革の推進を図ってきたところです。令和4年3月に、計画期間を令和4年度から令和8年度とする「第四次大綱」が策定されたことから、これに基づき、令和4年度を始期とする新たな5年間の「行動計画」を策定するものです。なお、新たな行動計画の策定にあたっては、改革事項を選別し明確化するとともに、効果の測定や進捗状況等が分かるようレイアウトの工夫を図りました。

『第四次佐久市行政改革大綱』  
行政改革の基本理念

「未来的視点の導入による持続可能な行政経営の推進」

基本体系

基本方針	主要事項	取組項目	項目名	改革事項	項目数	分類	
基本方針1 ～協働・連携による行政経営の推進～	1 市民の行政参画の推進	(1) 広報・広聴機能の充実	行政情報の積極的な提供ほか	ホームページのリニューアルほか	10項目	継続：10項目 新規：0項目	<p><b>1 主な変更点等について</b></p> <p><b>(1) 項目数について</b> 新たな行動計画では、87の項目を42項目に絞りました。 なお、掲載項目については、原則として、計画期間（令和4年度～令和8年度）において、具体的な改革が見込まれるもの（調査・準備・検討を含む）としています。 また、計画期間内の新たな改革事項についても、適宜、「行動計画」に追加するものとします。</p> <p><b>(2) 他の制度等による代替について</b> 行政評価システムにおける事務事業評価等により、効果の検証等が可能なものは、「行動計画」に代えて、事務事業評価等による効果検証を行うこととします。</p> <p><b>(3) 効果測定について</b> 新たな行動計画では、原則として「指標」を設定し、改革によりもたらされた効果について、数値により測定することとしました。 なお、数値による「指標」を設定することが困難な項目については、「財政効果額」等により、効果を測るものとします。</p> <p><b>2 今後のスケジュール</b></p> <p><b>(1) 行動計画の公表</b> 行動計画策定後は、各項目ごとの実績を、毎年度、佐久市行政改革推進委員会に報告し、その結果をホームページに掲載し市民に公表します。</p> <p><b>(2) 行動計画の見直し</b> 令和6年度を目途に、行動計画の様式等について検証し、必要に応じて見直しを行います。</p>
		(2) 市民目線による見直し	市政への市民参加の拡充	ガイドラインの作成			
		(3) 協働体制の強化	民間諸団体との連携による協働の推進ほか	イベントの実施、積極的な情報発信ほか			
	2 多様な主体との連携の推進	(1) 民間委託の推進	学校給食調理業務の民間委託ほか	学校給食調理業務の民間委託ほか			
		(2) 広域行政の推進	佐久地域定住自立圏の推進	定住自立圏ビジョンの見直し			
基本方針2 ～スマート自治体の実現～	1 自治体DXの推進	(1) ICTの活用と業務プロセスの見直し	文書管理システムの導入ほか	文書管理システムの導入による事務の効率化ほか	7項目	継続：4項目 新規：3項目	
		(2) 窓口業務等における情報システムの標準化	窓口業務等における情報システムの標準化	自治体情報システムの標準化ほか			
	2 利便性の向上とセキュリティの確保	(1) ICTの活用による市民サービスの向上	ICTの活用による市民サービスの向上ほか	LINE公式アカウントを用いたサービスの充実ほか			
		(2) 情報のセキュリティ管理の徹底	情報のセキュリティ管理の徹底	情報セキュリティポリシーの最適化			
基本方針3 ～持続可能な財政経営の追求～	1 自立した健全な財政基盤の確立	(1) 市税、保険料及び使用料などの収納率の向上	事務事業評価シートにより進捗管理		18項目	継続：16項目 新規：2項目	
		(2) 自主財源の確保	新たな自主財源の確保ほか	工業団地造成及び企業誘致ほか			
	2 行政の役割の重点化	(1) 行政評価システムの重点的な活用	公共交通体系の再編ほか	新たな公共交通体系による運行ほか			
		(2) 補助金などの現状把握と見直し	補助金などの現状把握と見直しほか	補助金等外部評価の実施及び補助金の見直しほか			
		(3) 地方公営企業及び外郭団体の改革	外郭団体の見直しほか	土地開発公社の解散ほか			
	3 公共施設マネジメントの推進	(1) 公共施設等の適正化	公共施設等の適正化の推進ほか	「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の改訂ほか			
		(2) 公民連携のさらなる普及と新たな手法の研究	PPP/PFIの活用	PFIに関する内部規定の策定の検討			
基本方針4 ～効率的・効果的な行政体制の整備～	1 市職員の意欲と資質向上を促す環境の整備	(1) 人事評価制度の活用と人材育成の推進	人材育成の推進ほか	人材育成推進のための研修機会の確保ほか	7項目	継続：6項目 新規：1項目	
		(2) 課題に対する市職員の意識の向上	職員提案制度活用の推進	提案に対するインセンティブ導入の検討			
	2 柔軟で機動的な組織体制の確立	(1) 社会変化に対応可能な組織の実現	支所日直の廃止ほか	支所日直の廃止ほか			
		(2) 効率的・効果的かつ適正な事務の執行	監視機能の強化	内部統制制度導入の検討			
合計					全42項目	継続：36項目 新規：6項目	